平成２４年（フ）第２５８号
大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目５番31号アポロビルＢ２
債務者　株式会社アンビション
代表者代表取締役　山下　久志
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野城　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６０号
三重県伊賀市小田町721番地の13
債務者　株式会社オールリブネィチャー
代表者代表取締役　山下　久志
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野城　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２号
兵庫県淡路市中田4105番地の１
債務者　有限会社ヤブウチ
代表者取締役　籔内　俊一
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水原　祥吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後２時
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第１号
北海道旭川市神居五条20丁目45番地の26
債務者　有限会社東都設備工業
代表者代表取締役　原　　信孝
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後２時
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５号
名古屋市北区大曽根３丁目２番12号
債務者　有限会社ゆうゆう旅行
代表者取締役　伊藤　博則
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　慎太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前10時45分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７５号
大阪府岸和田市真上町350番地
債務者　株式会社協和鉄工所
代表者代表取締役　金本　文昭
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　昭久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４６号
長野県松本市大字惣社19番地８
債務者　サバイディーセンター株式会社
代表取締役　山川まりこ
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　守孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前11時
長野地方裁判所松本支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１１号
香川県綾歌郡宇多津町2628番地551
債務者　山口　　弘
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　明治
4　破産債権の届出期間　平成24年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１３号
香川県丸亀市山北町851番地３
債務者　大竹　　博
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　俊夫
4　破産債権の届出期間　平成24年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月１日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第３号
香川県高松市屋島東町515番地107
債務者　石田　信行
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古市　修平
4　破産債権の届出期間　平成24年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第４号
香川県高松市屋島東町515番地107
債務者　石田　和代（旧姓網）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古市　修平
4　破産債権の届出期間　平成24年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１９８号
宮城県大崎市松山千石字大榿118番地２
債務者　小原とみ子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松林　昌紀
4　破産債権の届出期間　平成24年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
沖縄県那覇市字安里59番地８　早川テラス505
債務者　木村　　茂
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　昌則
4　破産債権の届出期間　平成24年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第８４号
愛知県あま市中萱津法慶寺11番地　レオパレス21マリーゴールド107号
債務者　橙・設計こと　松本　憲児
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　卓司
4　破産債権の届出期間　平成24年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２７号
鹿児島県鹿児島市下福元町3622番地
債務者　遠矢　真樹
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑毛まりえ
4　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係